

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 3 号

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計規則（昭和 2 9 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(概算払) 第 1 5 条の 8 <省略>	(概算払) 第 1 5 条の 8 <省略>
	<u>2 概算払を受けようとするときは、概算払予定調書を会計管理者に提出しなければならない。</u>
	<u>3 会計管理者は、概算払の支払をしたときは、前項により提出を受けた調書に基づき帳簿を整理しなければならない。</u>
<u>2</u> <省略>	<u>4</u> <省略>

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。